



令和5年3月10日

大田区議会議長

鈴木隆之様

防災安全対策特別委員長

犬伏秀一

防災安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

1 調査事件

- (1) 防災対策について
- (2) 危機管理対策について
- (3) 地域防犯対策について

2 中間報告

本委員会では、地震や台風をはじめとする自然災害、また、多様化、巧妙化する犯罪から区民の生命、財産を守り、区民が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を行ってきた。昨年5月に中間報告を行っているので、ここで、主に昨年6月以降に行った調査・研究結果について報告する。

(1) 防災対策について

首都直下地震、風水害等による自然災害から、区民の生命、財産を守るためには、現存するあらゆる資源を活用し、「自助」「共助」の連携による地域力と公助力を結集した災害対応体制の構築が求められている。区は地域の防災力を強化していくために常に実行性のある計画とするため「大田区地域防災計画」の改訂を重ねるなど、ハードとソフトの両面にわた

り、地域と一体となって総合防災力の強化を進めている。

① 東京都の新たな被害想定について

令和4年5月25日、東京都が首都直下地震等による東京の被害想定を公表した。前回の被害想定から約10年が経過し、高齢化の進行や単身世帯の増加など都内の人口構造や世帯構成が変化し、全国各地で大規模な地震が頻発する中で最新の知見が蓄積され、南海トラフ巨大地震の発生確率も上昇していることから、首都直下地震等発生時の被害の全体像を明確化するとともに、今後の防災対策の立案の基礎とするために被害想定の見直しが行われた。

新たな被害想定では、中央防災会議における見解や発生確率等を踏まえ、8つの想定地震を設定し5つの地震で被害量を算定している。本区において最大規模の被害が想定される地震は都心南部直下地震で、被害が大きく首都中枢機能への影響や、新幹線や空港等の交通網の被害、木造住宅密集地帯の火災延焼の観点から選定されたものである。この地震は、区内に震央が設定され区内のほぼ全域が震度6強の揺れが生じると想定されている。

今回の被害想定では新たに、建物被害や人的被害、生活への影響、インフラやライフライン等の被害について、時間の経過とともに変化する被害の様相や、応急復旧の進捗等を「災害シナリオ」として描き出すことで、地震による被害の全体像を分かりやすく表現するとともに、地震に対する東京の課題等を明らかにしている。さらに、現状において想定される被害量だけではなく、今後の取組みにより見込まれる「今後の被害軽減の効果」なども推計している。

区からは、東京都の新たな被害想定について、防災会議等でも報告し、地域防災計画にも反映させていくとの報告があった。

委員からは、今回記載が増えている停電について、災害時の情報取得や連絡手段のためのスマートフォンの利用や冷暖房の利用への影響が大きいと、各家庭への備えの周知・対策を進めることの要望や、閉じ込めに繋がり得るエレベーター停止台数の増加についての区民への周知を求める意見、また、身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の想定について、地震を防ぐことはできないが、復旧は可能な限りできるものと考えられるため、これが本当に区民を守る確かなものになるように、連携を密に、頑張ってもらいたいとの意見があった。

区民の生命と財産を守るため、本委員会では、この新たな被害想定を踏まえ、予期され

る首都直下地震等へのさらなる備えについて、引き続き研究を重ねていく。

② 避難場所等の指定見直しの公表について

避難場所とは、地震発生時、大規模な延焼火災から身の安全を確保し、火勢の衰えを待つ場所である。東京都震災対策条例により、知事が指定するものとされている避難場所の見直しは、市街地状況の変化、人口の増減等を考慮し概ね5年ごとに行われ、直近では令和4年7月15日に公表されている。今回東京都から公表された変更内容は、避難場所の新規指定として南六郷中学校周辺一帯、大森第八中学校・マチノマ大森周辺一帯の施設の指定、避難場所の拡大指定、避難場所の地区割り当ての変更、地区内残留地区の変更、避難道路の指定解除である。

区はこの指定見直しの公表を受けて、今後ハザードマップやホームページの修正等を実施し、区民へ周知を図り、新たに避難場所に指定された民間施設と管理・運用等に関し調整、また、地区割り当ての変更があった地区の自治会・町会に説明するとのことである。

委員からは、避難所と避難場所が異なる地域がある中、区民にとって混乱のないようにすることが基礎自治体の役割であり、一番重要なホームページやハザードマップへの表記について工夫を求めるといった意見や、避難場所に民間施設が加わったことについて、今後につながる協議・協定を進め、今後も事例を拡大できるよう求める意見などがあつた。

本委員会としては、区民の生命と財産を守るため、この指定見直しを踏まえ、予期される首都直下地震等へのさらなる備えについて、引き続き研究を重ねていく。

③ 地震に関する地域危険度測定調査（第9回）について（東京都公表）

東京都では、東京都震災対策条例に基づき、地震災害に対する都民の防災意識の高揚に寄与すべく、昭和50年11月の第1回から概ね5年ごとに、地震に関する地域危険度を測定調査し、公表している。令和4年9月には、平成30年2月の第8回に続き、第9回の公表がなされ、区からその報告があつた。

調査内容は、建物倒壊危険度、火災危険度及びこれらの危険度に災害時活動困難度を加味し総合化した総合危険度を町丁目単位で測定したもので、調査結果については、区内の危険量は全体として第8回調査と比較し、大幅に低下（建物倒壊危険量：約20%減、火災危険量：約50%減）し、区内における防災まちづくりの着実な進展が確認された。

区は引き続き、除却助成・建替え助成・耐震改修助成等を積極的に推進するとともに、

避難路の整備など、倒れない・燃えないまちづくりに取り組み、また、今回の調査結果に基づき、地域危険度マップを改定し、区ホームページでの公開や窓口などでの配布を通して、地域の危険性を示す普及啓発資料として、区民の防災意識の高揚等につなげていくとのことである。

委員からは、地域の危険性を示す普及啓発資料とする際に、それぞれの課題を明確にし、区民の防災意識の向上につなげてほしいという意見や、危険性のある地域にこれから居住を考える方への情報提供はもちろんのこと、現在居住している方にも危険度を意識してもらえるような取り組みを区と連携して進めていきたいという意見があった。

本委員会としては、地域の実情等を的確に捉え、区民に対しより有効に防災意識の啓発を図れる周知方法等についても、引き続き調査・研究を行っていく。

④ 大田区ハザードマップについて

区は、区民が地域の災害リスクについて理解を深め、いざという時に命を守る避難行動を考えるためのツールとして、大田区ハザードマップを作成している。

東京都が公表した新たな被害想定を反映等を行うため、ハザードマップの改訂を行い、また、改定内容を広く周知するため、広報誌を全戸配布するとして、改訂案が区から示された。

改訂内容については、（１）東京都が公表した新たな被害想定等を反映する。（２）現在、災害種別に分かれているマップを統合し、冊子型とする。（３）英語・中国語併記版のマップを新たに作成する。（４）やさしい日本語版のマップを新たに作成する。といったもので、広報誌については全戸配布、ハザードマップは窓口にて配布予定とのことである。

委員からは、災害時に区民が自分がどう行動すればいいのか、地域と連携してこのハザードマップを活用できるようにしてほしいという意見や、やさしい日本語版のマップが新たに作成されることについて、外国人や子ども、高齢者、障がい者にも対応したものが作成されることについて評価するという意見があった。

各地で発生している自然災害などから区民の生命、財産を守るため、本委員会としては、ハザードマップが今後も区民の防災意識啓発や対策に役立つよう、さらなる調査・研究を進めていく。

⑤ 風水害対策の強化について

区では、区内に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風の教訓をもとに、地域防災計画を見直すなど風水害対策の強化に取り組んでいる。大規模水害発生が差し迫った緊急時に、自らの判断で最善の防災行動を選択できるよう、防災意識の普及啓発を図ることを目的として、全区民を対象に、インターネット等の情報媒体を活用したオンライン学習訓練と、情報伝達訓練の二つの訓練を実施した。

情報伝達訓練は、大田区防災アプリや大田区防災ポータルなどで、区が発信する多摩川氾濫の警戒レベルの内容、水害時緊急避難場所の開設状況を確認し、災害時の情報発信について理解を深め、自身の避難について改めて考えるという内容で行われた。情報発信作業においては関係防災機関である東京消防庁や警視庁、陸上自衛隊、東京都が見学し、また訓練後には、これらの機関と意見交換も行った。参加者アンケートにおいては、今回の訓練は、防災について考える良い機会となったと思う、ハザードマップの確認や避難先の確認などの取組みができたとの回答が得られたとのことである。

委員からは、一般の区民の関心を高めるための訓練であるが、日頃から防災に取り組んでいる町会や市民消火隊の方で本訓練に参加された方の感想についても把握してほしいという意見があった。

さらに本委員会では、令和5年1月17日、区民の安心・安全の向上を図る水防資機材の拠点施設として令和4年4月1日に運用開始した大田区仲六郷水防資機材センター及び、浸水被害の予防・準備・災害を軽減するための施設として令和5年春季の運用開始を目指す大田区田園調布水防センターについて視察を実施し、現状への理解を深めた。

震災や風水害等の大規模な自然災害の際には、行政が住民の生命や財産を守ることはもちろん、同時に自助、共助の取り組みの推進が重要である。本委員会としては、自助の防災意識を高めるための、マイ・タイムラインの普及をはじめとした区民の安全・安心を守れる施策等、調査・研究を深めるとともに、地震対策にあわせ強化した風水害対策の推進を図っていくことを区に求めていく。

⑥ 災害時医療救護活動について

区では、大規模な地震が発生した場合に備え、平成25年度から区と医師会、病院等医療関係者を構成員とする大田区災害医療連携会議を設置し、平時から災害時の医療体制について検討している。発災直後から72時間までの間、開設する緊急医療救護所等について、

災害拠点病院を中心に周辺病院との連携を基本とした開設・運営訓練とともに情報伝達訓練を重ねてきた。

区からは、令和4年5月21日に入新井第一小学校前で実施した訓練の結果、「季節、天候、時間」等に影響されない救護所運営のために備蓄物品を充実させることの報告や、11月12日に渡辺病院前で実施した緊急医療救護所訓練の結果に関する報告等があった。近年、病院前での訓練実施が困難な状況の中で、令和4年度に行われた渡辺病院前の訓練については、緊急医療救護所の開設からトリアージや情報伝達といった運営の現地訓練として実施し、区の職員に加えて蒲田医師会のほか、蒲田薬剤師会や柔道整復師会、病院関係者等の多くの参加が得られた。成果としては、改めて動線を確認したうえで変更した各エリアレイアウトや、緊急医療救護所から病院内へ搬送する際に必要な情報が整理されたことなどが挙げられた。一方課題としては、病院側でトリアージタグの読み取りが困難であったことや、搬送予定者の特定のため、病院へ再度の連絡方法の必要性などが挙げられた。感想としては、実地で訓練を実施することにより、病院内への搬送の難しさに対する解決の仕方が一定程度整理できたことが収穫だったという医師の意見や、柔道整復師からは、災害時従事予定となっている災害拠点病院や連携病院よりも、人手不足が見込まれる病院に従事する方がより効果的なのではないかとの意見があり、こうした意見については、今後、災害医療連携会議の救護所作業部会の中で検討課題としていくとのことである。

委員からは、救護所を円滑に運営するためには、リーダーがどれだけ全体を把握しながら指示できるか、情報共有が重要であり、現在全員が集合しての訓練実施が困難な中、リモートでの顔合わせも良い取り組みであるという意見や、訓練の実施にあたっては、会場周辺で混乱が生じないようにするため、事前の周知や当日訓練を実施していることがわかるような掲出をすることを求める意見があった。

本委員会では、大規模災害から区民の生命と健康を守るため、区に対し、平時から様々なことを想定し備えることを求めるとともに、実効性のある取り組みについて、引き続き調査・研究を行っていく。

⑦ 大田区災害ボランティア体験会について

近年、台風等の自然災害が頻発する中、区においても令和元年台風19号による甚大な被害があった。大きな災害では誰もが被災者となる可能性があり、被災後の生活再建を地域でどのように行っていくかが重要であり、災害ボランティアの必要性が改めて注目されて

いる。区では、地域の理解促進を図るとともに、センター設置訓練実施により、運営に必要なノウハウを習得し、被災者支援活動の円滑化を図ることを目的として、災害ボランティア体験会を実施している。

令和4年度は、矢口地区及び糶谷地区において体験会を開催した。内容は災害ボランティアの概要を学ぶ講座と、参加者がボランティア役として、受付からオリエンテーションなどを経て、センターから送り出されるまでを一通り体験する模擬訓練で構成されている。体験会を通じて、地域の方に災害ボランティアセンターの役割とその重要性を認識していただいた。

委員からは、阪神・淡路大震災や東日本大震災のボランティアを経験した立場から、ボランティア活動には危険も伴うためきちんと訓練を実施し、意識を持って参加してもらうことが不可欠であるという意見や、性質の異なる個々の災害について、被災地に何が必要かということを受け止めるニーズの把握と共有の方法を検討し、効果的な運営を求めるといった意見があった。

本委員会では、自然災害発生時に区民の生命と財産を守るため、ボランティアに従事する方と支援を受ける方の双方に、災害時におけるボランティア活動について理解してもらえよう、引き続き調査・研究を行っていく。

⑧ 災害時協力協定の締結について

区は、災害対策の円滑な実施を図るため、必要と認める業務について、様々な団体との協力協定の締結を推進している。令和4年度も、大規模災害発生時、区が実施する災害時医療救護活動に対し医療系専門学校が保有する医療資源等の協力を得ることで、災害時の医療体制の強化につなげる協定や、区の災害時における新たな情報収集方法として、無人航空機（ドローン）による支援活動に関する災害時協力協定、平成29年9月8日に災害時における補完避難所としての協定を締結している日蓮宗大本山池上本門寺との内容修正・再締結、災害時におけるり災証明書発行に係る消防署との協定など、様々な協力協定の締結について、進捗状況の報告があった。

委員からは、医療系専門学校との協定に伴い、看護師等の資格を持つ当校の教員に対し、この機に災害時医療職ボランティアへの登録を促してほしいとの要望があった。また、ドローンの活用については、今後の防災対策において救助活動に活用するなど非常に重要であり、整備に注力してほしいという意見や、プライバシー保護については十分注意して実

施してほしいという意見があった。また、り災証明書発行に係る協定について、火災に困り被害を受けた家屋に関して内閣府の基準が明確でないことに懸念が示されたが、区は消防法に定められた部分について消防署と協力体制を構築し、区民が早急に支援を受けられるように努めていくとのことであった。

本委員会としては、協力協定の内容が災害時にしっかりと機能し、実効性のあるものとなるよう、引き続き区に求めていく。

(2) 危機管理対策について

区では、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、令和4年11月9日時点の報告で、令和2年2月3日から令和4年11月9日までの間に、全79回の対策本部会議を開催し、感染状況や緊急事態宣言等に伴う対応などについて確認するとともに、ワクチン接種等の感染症拡大防止や子育て世帯生活支援特別給付金等の区民生活支援、区内中小企業向けの新型コロナウイルス対策特別資金等の区内経済対策、区民への情報発信等の取り組みを行ってきた。

こうした中、令和5年1月27日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について、国の新型コロナウイルス感染症対策本部から示された。その内容は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることの変更、またその変更に伴う政策・措置の見直し等についてである。これは、新型コロナウイルス感染症の対応として、極めて大きな変更となる。

本委員会としては、区民の命と健康、暮らしを守るため、新型コロナウイルスの感染状況や、新型コロナウイルスをめぐる国や都の動向を注視するとともに、危機管理対策について調査・研究を進め、引き続き、状況に応じた迅速で的確な対応を区に求めていく。

(3) 地域防犯対策について

区における特殊詐欺被害は令和3年の1年間で181件、被害金額は約3億3,000万円と、非常に大きな社会問題となっている。区ではあらゆる機会を通じて広報活動を行っているが、特殊詐欺被害の撲滅のためには継続的な啓発が必要である。特殊詐欺は高齢者がターゲットにされるため、区は、高齢者に対して効果的に注意喚起を促せるよう、興味を持ちやすい日

本画による啓発ポスターを作成した。活用方法としては、民生委員を通じた高齢者への個別配布や、高齢福祉課や消費者生活センターへの掲示、各警察施設や交番等への掲示とのことである。

委員からは、高齢者の目に留まるように大田区特産のノリや桜坂、区の鳥ウグイスや区の花である梅、区で取組みを進めている自動通話録音機など、様々なものをちりばめて描かれた本ポスターについて、民生委員から個別配布する際に、防犯につながる話題が盛り上がるように活用してほしいという意見があった。

区民を犯罪から守るためには、未然防止の施策とともに、区民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要である。本委員会では、引き続き、区に対し地域防犯対策のさらなる強化を求めるとともに、予防策の効果的な広報・啓発方法について、さらなる調査・研究を行っていく。

(4) 行政視察について

本委員会では、令和4年10月20日から21日の2日間にわたり、熊本県熊本市及び陸上自衛隊北熊本駐屯地の視察を行った。

熊本県熊本市では、「熊本地震からの復興状況について（熊本城）」、陸上自衛隊北熊本駐屯地では、「熊本地震における地方自治体と自衛隊との連携について」の項目について、それぞれ現地視察を行った。

詳細な視察報告については、「防災安全対策特別委員会 行政視察報告書」を作成したので、そちらをご参照いただきたい。

[\(防災安全対策特別委員会 行政視察報告書\)](#)

(5) 防災安全対策特別委員会の今後の展開

3年ぶりに行動制限のない年末年始を経て迎えた今年、世界各国の人々の生活に多大な影響を与えた新型コロナウイルス感染症について国がその位置づけについて見直し、ウィズコロナの取組を更に進め、平時の日本を取り戻していく道筋について具体的な内容の検討・調整を進めることとなった。区においても、変化する生活・価値観を捉えた危機管理対策をしていくことが求められている。

一方、地域防犯対策についても地域の防犯力をより一層強化し、犯罪を未然に防ぐことで安全・安心なまちづくりを推進していく必要がある。

また、東日本大震災や熊本地震、大阪北部地震等の経験と教訓を踏まえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じ対応できる防災対策を進めていくことが欠かせない。そして、数十年に一度といわれる大規模な風水害が毎年のように日本の各地を襲う中、令和元年東日本台風の教訓を生かした実行性のある対策が求められている。また、このような災害による被害を最小限に抑えるため、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助を連携させることによって、区と地域での防災対策を一層強化する必要がある。

区民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、今後もより一層、多様な視点・観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災安全対策特別委員会の中間報告とする。